

平成 30 年度 第 5 回尼崎市地球温暖化対策推進計画策定部会

日時：平成 30 年 10 月 22 日（月） 午前 10 時から午前 0 時まで

場所：市役所本庁中館 3 階 会議室

出席委員：8 人

傍聴者：1 人

議事

議題 1 尼崎市地球温暖化対策推進計画のお構成について

事務局：

議事に先立ち、机上配付している第 4 回部会での意見と意見への対応・考え方について報告させていただきます。

< 第 4 回部会での意見と意見への対応・考え方について説明 >

第 4 回部会での意見と意見への対応・考え方について、以上となります。

続きまして、議題 1 の尼崎市地球温暖化対策推進計画の構成について説明させていただきます。

< 資料 1 に基づき説明 >

部会長：

ありがとうございました。前回の審議会でもいただきました意見とその意見への対応や考え方と議題 1 の尼崎市地球温暖化対策推進計画の構成についてご意見をいただきたいと思います。

委員：

前日も議論されていたのかもしれませんが、第 5 章の緩和策の施策について省エネ型住宅の普及で、電力の部分を重点的に言われているかと思いますが、防災的な取組は何か考えられているのでしょうか。省エネ型住宅という事で、電力をなるべく使用しないようにという住宅や街づくりだったりであるかと思いますが、9 月の台風 21 号の時に、私は丸 2 日停電をして生活が出来ませんでした。例えば電力だけではなく、ガスなど他のエネルギーも含めて、災害に備えた街づくりを考えないといけないのではないかと思います。

事務局：

素案の本文中では直接災害対策ということは示していませんが、本市の太陽光発電設備導入支援制度の一つで、小規模産業用太陽光発電設備を導入する場合は、一定の要件を満たした場合、固定資産税の課税を免除するという制度を実施しています。その際、災害時の電源開放を要請しており、防災を意識

した内容での取り組みは過去から実施しています。また、電源を分散させるという事は、地域の防災力を高めるという事に繋がることになると考えています。

委員：

3番目の議題である適応策に少し関わりますが、適応策の構成について、計画（素案）の5章では緩和策の内容が中心になり、適応策の部分が少ないと思います。適応策については、情報が少ないということでこのような内容になっていることは理解できますが、その部分を含めて、計画に記載したほうが良いと思います。今回の推進計画の大きなこととしては、適応策も含めて取り組む必要があることを強調すべきだと思います。

後は素案（概要）の第5章のタイトルが削減目標の達成に向けた取組と記載されており、適応策があまりイメージできない形になっています。

事務局：

ご指摘のような、第5章のタイトルが適応策があまりイメージ出来ないようになっていますので、緩和策、適応策の両方が含まれるような表題とし、適応策の内容をもう少し計画に盛り込むような形で修正します。

部会長

緩和策が、環境部局で出来る事に対し、適応策について市役所全体で今回の計画に基づき、全庁的に取り組む必要があり、先ほどの委員がおっしゃるように、そのような内容を計画に示さなければ、全庁的な取組として、進めていく事が出来ないと思います。

委員：

適応策については所属を超えた取り組みが必要になると思いますので、庁内の意識を高める為には、そのような事も記載していくべきだと思います。

委員：

概要版の第2章、第3章の一番下の所について、経済・社会の課題解決を通じた温暖化対策という部分で、括弧書きでSDGsへの対応と記載されていますが、資料1の素案を確認してもSDGsに関する説明がありません。パリ協定や京都議定書の話は第1章で確認出来ますが、SDGsについても、説明がないと、一般の人は理解できないと思いますので、SDGsについての説明は追加したほうが良いと思います。

事務局：

コラムなど、何らかの方法で説明するようなページを追加したいと思います。

委員：

今回の計画については、適応策を含めた計画ということですが適応策だけで1つの章として章立てす

るということは難しいのですか。

事務局：

適応策については、あまり尼崎市に関係するようなデータがないので、緩和策に比べ、内容が薄くなるなど考えられるため、施策の章として、緩和策とまとめた形で作成しています。

委員：

適応策については、他部局との連携が必要になると思います。例えば、環境部局で言いますと、感染症や熱中症の話が、少なくとも該当します。豪雨などの対策については、建設部局との連携などで雨の降り方の変化に対応していくという話になると思います。適応策と言うからには色々な分野についても他部局と連携して取組を進めていくということを計画で示す必要があると思います。また、他部局の計画では、適応策については計画で示す事が出来ないと思うので今回の温暖化対策の計画で示す必要があると思います。

適応策については、6月に閣議決定されて、12月に説明会もありますので、今後適応計画を策定する自治体も増えてくると思いますが、そのような状況になった時に、この計画では、不十分ではないかと思います。他部局の連携というのが大変な部分ではあると思いますが、今回の資料で示している適応計画の部分は非常に内容が薄いと思います。

部会長：

適応策の部分については、素案の33ページに示している分野があると思いますが生態系、健康など、分野ごとに関係する計画を他部局は策定していると思いますので、取組は進めていると思います。ただ、他部局は適応策として事業を行う必要があるということ意識することは難しいと思うので、適応策についての章を別立てするくらいの構成にして、今後取組んでいくことを示してはどうでしょうか。

事務局：

今いただいた意見等を踏まえて、適応策についてはもう一度整理したいと思います。

委員：

適応策については、国が協力して、長野県や滋賀県は先導的にやっている自治体はありますが、まだほとんどの自治体が計画を策定していない状況です。国民生活の影響で考えると、水害や熱中症に関しては、特に自治体が積極的に実施するとともに、既存の取組を適応策と位置付けるという意味でも取組は進めた方がいいと思います。

また、今回の計画の名称である「尼崎市地球温暖化対策推進計画」で進めると、元々は緩和策の取組から始まっているなか、今回適応計画としても位置付けていますが、本来の計画のイメージとしては気候変動対策という計画があり、その対策として緩和策と適応策という気候変動の2大対策があるということになります。今回は元々の計画が緩和策を主として計画策定から始まっているので仕方がないと思いますが、適応策は緩和策とはまた別の対策になりますので、章立てはしたほうが良いと思います。

委員：

エコカーの普及ということで、素案の 32 ページに部分についてももう少し何か書いていただきたいです。尼崎市は日本初の商用水素ステーションが出来たとネットで見たことがあります。市長が水素ステーションの前で撮られた写真も見たことがありますので、何か取り上げていただきたいなと思います。最近のニュースだったと思いますので、その辺の事を書き足していただきたいなと思います。

また 29 ページでは、エコカーの普及の欄には事業者だけが対象で、市民が外れていますので、市民に対しても何か取組を行えないのでしょうか。

部会長：

市民を対象外にしている理由は何かあるのでしょうか。

事務局：

現在、市で実施しているエコカーの補助については事業者のみを対象にしており、市民に対しては、環境イベントなどで燃料電池自動車の展示や同乗体験などにより啓発をしていますが、具体的な補助はしていないので、対象外としています。

事務局：

個人給付を対象としたような施策は、市の財政状況から、年々難しくなっている状況です。ただし、電気自動車など一部のエコカーについては、本来の目的以外にも非常に大きな蓄電池の役割を担うこともできますので、そのような点にも着目して、防災対策など違う側面からも、施策としてはアプローチできたらなとは考えています。

委員：

プラグインハイブリッド自動車は電気を溜めて走ると思いますが、元々火力発電で発電している電気を使用するのであれば、結局、同じことになるとも思ったりもするのですが、一般的なガソリン車やディーゼル車と比べプラグインハイブリッド自動車は本当に環境負荷が低いのでしょうか。

また、燃料電池自動車自体も水素ガスを生成する過程で出ている二酸化炭素が排出されると思うので結局一緒じゃないかなという気がします。その辺の認識についてはどのようになっているのでしょうか。

事務局：

色々考え方はあるみたいですが、燃料を採掘する所から実際に走るという所まであれば、エコカーの方が全体をみても環境負荷が低いとされています。

委員：

その中でも水素と電気だったらだいぶ違うという事ですか。

事務局：

水素については、生成方法によって二酸化炭素排出量は変わってきます。天然ガスから水素を作るの

では二酸化炭素排出量されますが、再生可能エネルギーを活用して、水から作るのであれば二酸化炭素は排出されません。

事務局：

国は、最終的には再生可能エネルギーで発電した電気を活用して水素生成をしていく方向で動いています。ただ、費用面などの理由から時間がかかる状況です。

部会長

続きまして、議題2の基本理念につきましてご説明をお願いいたします。

## 議題2 基本理念について

事務局：

<資料2で説明>

部会長：

ここままで、何かご意見ありますでしょうか。

委員：

資料2に記載されている前文やイメージは、計画に記載する予定はありますか。

事務局：

前文についてはそのまま掲載する予定です。イメージについてはこのままではなく、ニュアンスが伝わるように補足的な文章を書き加えたいと考えています。

委員：

内容を見る限り、「賢く活かす」という部分が前回の部会で審議した内容がまとまったものになっていると思いました。

部会長：

キャッチコピーはあまり長くないようにというのがありますし、「賢く活かす」に全て集約するのであれば、前文に少し説明を加えるというような方法もあるかと思います。例えば経済の発展や都市の魅力の向上につなげていく事が求められていると書いていますが、このあたりは、もう少し書き加えてもいいような気もします。特に尼崎の特色で環境と経済の両立という部分は一般的には理解しにくいところだと思いますので、その部分を理解して頂けるというような加筆はあっていいと思います。

委員：

事務局が提案している「私たちのエネルギーを賢く活かせるまち あまがさき」でいいと思いますが、その際には上位計画である環境基本計画との関連という部分も説明する必要があると思います。

第1章に関連計画との関係性を示す図は掲載されていますが、環境基本計画の中で本計画が担当する部分を示し、その部分で基本理念をこうしていくというような説明が、5章で出来るのであれば事務局案でもいいと思います。

委員：

環境基本計画について今年見直す予定ですか。

事務局：

環境基本計画は大まかな取組や方向性を示している計画で、今年度で5年目となっています。今回策定する計画で新しい削減目標なども決まりますので、それを反映させる為の簡単な改訂は必要と考えています。

委員：

今年中間年度であると思いますが、大きく見直す予定はないのですか。

事務局：

環境基本計画で設定している指標などが順調に進んでいますので、大きく変えるということは現時点では考えていません。

委員：

今年、国の第5次環境基本計画はSDGsを踏まえた計画ということで、従来であれば、温暖化や廃棄物という分野別で策定していたのが、分野別の内容が後半、重点戦略として横断的な取組が前半に示されるようになりました。その辺りの変更に伴っての見直しなどは検討しているのですか。

事務局：

特に現時点では考えていません。

部会長：

話を聞いていますと尼崎市など基礎自治体は生活に近い分だけ色々な事を総合的に施策を行う必要があるので、分野横断的な取組が必要だというお話だったとも思います。どちらかと言うと国の方が基礎自治体の考え方に合わせてきているような印象があります。なので、尼崎市の環境基本計画ならば大きく変えなくても大丈夫だと思います。

事務局：

現行の環境基本計画を作る際に本市は産業都市ということで、経済の視点を施策に取り入れています。

また、部署も経済と環境が1つになって、相反する物を両立させようという考え方が分野横断という形になっています。その際の考え方はここにもそのまま受け継がれているという形になります。

部会長

続きまして、議題3の適応策につきましてご説明をお願いいたします。

### 議題3 適応策について

事務局：

<資料1の32p~37pで説明>

部会長：

以上の説明で、何かご意見ありますでしょうか。

委員：

資料1の表5-1ですが、環境・生態系の適応効果の取組として、雨水貯留タンクの設置助成という記載がありますが、これはどちらかと言うと災害の方に入るのではないのでしょうか。

事務局：

防災という考え方もあると思いますが、国の考え方に従って、雨水貯留タンクの設置助成については、水資源の活用の一つとして雨水の再利用という観点でこちらに書かせて頂いています。

事務局：

下水に負担をかけないという意味では、もちろん水害にも関係してくるということにはなってくると思います。

委員：

水資源の有効活用という部分もあると思いますが、尼崎市への影響という部分では、内水氾濫の方が水害として想定される事が大きいと思いますので、災害の場合にも雨水貯留タンクの効果があるのではと思います。

あとは、ご説明頂いた方針について、この方針と本文の主体は誰なのかというのがよく分かりません。方針は、市民や事業者向けに書いてあるのかなと思うのですが、本文を読むと、市が取り組むような事を書いており、グレーで網かけしている方針の文言とその下の方針内容の文言の主体が一致してないと思います。

事務局：

基本的には、市が主体として取り組むという内容になっています。緩和策では市民や事業者の皆様に

対する施策があるのですが、適応策にはそのようなものがないので、最後 36 ページの方向性の最後の 2 行で、市民・事業者の皆様が行う取組についても方針で示していることについては意識して欲しい、としています。

市の事業については方針を踏まえたものにしていくことと、事務局としては、適応策の考え方を庁内で意識共有化し、市民・事業者へ情報発信していくといったことをしていきたいと考えています。

部会長：

適応策については、現状ではどの程度の影響があるか分からない状態で想定することになるので、そういった状態も記載していいと思います。適応策のみで計画を作らずにこの計画の中で章を作るという事であれば、現状や求められていることなど順序立て整理し、33 ページに繋がるような形で作り直してもよいと思います。

例えば 33 ページの表で、尼崎市の気候変動の影響から急に始まっていて、国で想定している内容を、尼崎版にするという所から始まっていますが、国の動向や、求められるべき事など書き込んで、33 ページに繋がるというようにしてもいいのかなという気がします。

事務局：

適応策の構成について章を分け、一連で分かるように修正できるかどうか検討します。

委員：

兵庫県は適応策についてどのように取りまとめているのですか。

事務局：

適応策の部分について兵庫県を参考にして作成しています。兵庫県は、国が示している分野を兵庫県版に整理し直して、どういう事業を行っているのかをまとめています。また、計画の中で適応策基本方針を打ち出しており、「知る」と「伝える」と「対処する」という 3 つで適応策について取り組んでいくことにしています。ただし、章については緩和策とは分けて、適応策を一つの章とした構成となっています。

委員：

主体は誰なのかという話なのですが、資料 1 の 29 ページの本文に緩和策の取組の方向性は、「普及します」、「促進します」というようなレベルで書いているのに対し、適応策の取組の方向性は「検討しましょう」という表現になっていて、すごくバランスが悪い感じがします。

適応策についても緩和策と同じような階層で作られた方がいいような気がします。参考 2 で記載している市の適応効果のある取組一覧というところを確認すると、市は色々な取組はされているので、その整理を緩和策と同じような形で整理したらいいと思います。

部会長：

緩和策と同じ階層で作れると思いますので、少なくとも、「情報収集・備えの検討」ではなく、どこま



で出来るのかということとは別にして、「情報収集・備えをする」という表現に修正したほうがよいと思います。

委員：

県を参考に、取組の方向性を示して、施策を紐付けていけばいいと思います。特に暑熱と災害の事に関しては施策の中できちんと示していかなければいけないと思います。

事務局：

示し方や緩和策とのバランスに欠けるというご意見を踏まえて、既存の取組を整理し直してみたいと思います。

部会長：

まとめ方としては、県の方法がいいと思います。

参考2に示している既存事業で国や県の計画から漏れているものはないかという確認はしてもいいと思います。適応策について、他部局との関係が出てくるような内容になりますので、計画になるべく盛り込むことが非常に大事なかなと思います。

既存事業についても実施している所属に重点化出来るようなことがあるのかということも確認してもいいと思います。他部局に重点化出来るようなことを聞くことで、意識付けをして、計画内で出来ることを示していくということも必要な気もします。

事務局：

他部局には、適応効果のある取組について何をしているのかということと課題に考えていることなどを確認しており、重点化できるという視点は考慮せずに聞いていましたので、その辺を考慮して聞いていきたいと思います。

委員：

熱中症については、環境部局の業務の範疇なのですか。

事務局：

環境部局ではないです。

委員：

元々は総務省の消防庁のデータがベースになっていてと思いますが、環境省がアラートを出しています。

事務局：

国は熱中症に関していくつかの省庁で構成された会議体みたいなものを設置しており、そこからの通知は健康部局に届いていると聞いています。その情報については健康部局から、関係課へ情報提供をし

ていると聞いています。

委員：

今年は市民の方が反応しているように特に暑く、7月の1ヶ月だけで平年の5倍を超えるような搬送者数という状況なので、暑熱に対する対応というのは今後も求められると思います。色々な部局がまたがっていて、熱中症は救急車で搬送させますが、医療情報として取扱いが別なので、集計が特殊です。基礎自治体ではあれば、消防と連携すれば色々なことに取り組むことも可能ではないかと思います。

事務局：

熱中症に関しては消防局にヒアリングしているのですが、その時話していただいたのは、毎年暑い日に救急車が出動しっぱなしになるような日があるのですが、今年はそのような日が続いたようです。毎年このような状態だと流石に良くないということで、何か対策の必要性を感じているようでした。その部分も踏まえながら何か出来ることがあるかないかについて検討していきたいと思います。

委員：

今年は特にNHKの朝のニュースで、エアコンを使用を促すようなアラートが出ていて、エアコンの使用はエネルギー使用の増加につながりますが、熱中症を防ぐためにはエアコンの使用も必要になります。こういった場合、低炭素なエネルギーに転換していくのかということも踏まえて、対応していくことを考えていかないといいけません。こういった見方をすると熱中症というのは環境部局とも関係してきます。あと、顕在化していませんが、感染症については、人が亡くなっている一番の理由は蚊なので、今すぐどうこうというものではありませんが、感染症についても将来的には何かしら対策は必要だと思います。

事務局：

33ページの地理的条件で、工業用水として地下水をくみ上げという記載について、口頭の説明では地盤沈下が起こってという説明があったのですが、本文には地盤沈下という文言ないので、言葉を付け加えていただいた方がいいと思います。

委員：

適応策については、一つの部局ではなく、他部局との関連もあって、環境部局だけでは対応できる問題ではないので、その辺りも庁内で意識の共有をされた方がいいと思います。そのようなことも含めて方針に示すと取組が進むのではないかと思います。

方針を実際の研究として置き換えた場合、個人分野と環境分野に分かれていて、何か一緒にする時に進まない事があると思います。研究の場合はそれでもいいんですが、市の業務としては局を越えては対応できないというのは、市民の方は納得出来ないと思いますので、内部に全庁的な取組という部分を示すという意味でも方針にあげてもいいのではないかと今日の会合を聞いていて思いました。

委員：

災害対策は生物と環境というのにリンクしており、例えば参考2の資料で災害のところで庄下川河川改修事業とあります。治水安全度の向上の為に河川を掘り下げる事で、非常に人工的な都市河川になっている川ですけど、ここでは温暖化対策としての豪雨対策という事で治水安全度を上げるという事なのですが、一方では生物にとってどれがいいのかという視点も必要になります。この部会は、気候変動の地球温暖化についての部会ですけども、環境全体としては生物多様性などについても考えていかなければいけないので、個別の案件というよりは色んな部署にまたがって、トータルで検討しないといけない内容になると思いますので、やはり部局横断型の連携を取って頂きたいなと思います。

部会長

続きまして、議題4の指標につきましてご説明をお願いいたします。

#### 議題4 指標について

事務局：

<資料1の26pで説明>

部会長：

以上の説明で、何かご意見ありますでしょうか。

委員：

家庭部門の指標で世帯ごと二酸化炭素排出量というよう説明があったのですが、今後単身者世帯が増えていくと思うのですが、その場合でも世帯当たりで換算するのでしょうか。世帯あたりではなく、人数あたりの方がより正しい値が出るのではないかなと思うのですが。

事務局：

比較的多くのエネルギーを使うお風呂やエアコンなどの基本的な家電は世帯で見た方が相性はいいのではないかと考えており、世帯で設定しています。

委員：

世帯が増えていくごとに何もしなくても勝手に下がっていくのではないかなと思います。4人家族や5人家族の電力使用量よりも、1人や2人の世帯の方が電力使用量が少ないと思うのですが。

委員：

計算は別に世帯あたりで何人だからとするわけではなく、家庭部門の二酸化炭素排出量を、世帯数で割っているだけということですか。

事務局：

尼崎市の現状は、世帯数が増加傾向にありますので、その動向を確認しながら、削減目標を考える必要があると思っています。

部会長：

世帯数が全国的に増加していく傾向なので、勝手に減っていくだけの事になるのではないのでしょうか。

委員：

ただ、4人家族から5人家族になる場合よりも、1世帯から2世帯になる場合の方が、エネルギー使用量の変化は大きいです。こういった見方からすると世帯別でみるという意味はあります。

部会長：

人口割にしる世帯割にしる、どのような変化が起きてきて、こういった増減がおきるのかという事が大事で、自然に増減という事で一喜一憂するものではないと思いますので、そういった社会の変化も踏まえて考えていくとすれば世帯で考えた方がわかりやすいと思います。

委員：

太陽光発電の設置補助やエネファームの設置補助などは世帯あたりで行う施策であるし、エコカーとかの補助も複数台持っている世帯もあるとは思いますが、1つの世帯に補助というようなものなので、施策の効果と見る時には世帯の方が管理しやすいのではないのでしょうか。

委員：

世帯で割っても尼崎市の総量で二酸化炭素が減らないと駄目なわけですから、一応指標はこれを出したとしても、結局世帯数が増えて総量が増えているというのであれば意味がないのではないのでしょうか。

事務局：

総量自体は28%削減するという目標としていますので、世帯当たりの二酸化炭素が減っていても28%の目標が達成できないと計画の目標を達成したという評価にはなりません。

委員：

家庭部門の指標の値については、2030年の将来の削減目標を将来人口で割った数値ですか。

事務局：

単純に考えるとファミリー世帯を増やそうという施策は、家庭部門と相反する取組になっていますので、世帯当たりの排出量もなるべく減らしながら全体を減らすといったところをみるため、世帯で指標を設定しています。

委員：

先ほど削減目標で 28%減で設定して、その際の電力の排出係数は 0.37 にしており、その理由は国の削減計画が 0.37 なのでそれに合わせているということでしたが、単純に 0.56 が 0.37 になると、それだけで排出量は 20～30%程度減になると思うので、削減目標が排出係数が変わった事による削減と見られるのではないのでしょうか。

事務局：

電力の排出係数の低減だけの削減率は約 17%です。

委員：

実際の取組の効果としては、市としては 10%くらいの削減という事でしょうか。

事務局：

国計画の考え方と合わせるとそのような見方になります。

委員：

0.37 というのは達成出来そうな数字なのでしょうか。

委員：

電力業界としてコミットした数字なので、これからの課題は多いのですが、原子力の再稼働も含めて、エネルギーミックスを目指しているところではあります。再エネの開発と原子力発電という事がメインとなってくると思います。

委員：

ベース電源として石炭の依存がありそうですが、あれは経済界の意向などが関係しているのでしょうか。

委員：

石油は燃料費がかなり高くなりますので、石油に代えて安価な石炭をベース電源としています。原子力発電と再エネの比率が増えれば石炭と天然ガスの比率が減少し、二酸化炭素の排出も減少するのですが、現状では原発の再稼働や再エネも水力を含めて目標の半分くらいといったところで、これからまだ 10%程度増やすという事になれば、水力は適した立地点がないという問題がありすぐには増やせないことなどを考慮すると、再エネでのかなりの技術的な革新があるのかなという状況です。ただ電力業界としては目標を出していますので、そこを目指してやっていきたいと思います。

あと事務局に確認したいのですが、指標として設定している排出係数は追っていかれるのでしょうか。

事務局：

市域の二酸化炭素を集計する際に、小売電気事業者の市内販売量についてアンケート形式で把握して

おり、その全部の使用量と二酸化炭素排出量がわかれば市として使用した電気の排出係数が確認できると思うのでそれを追っていく予定です。

部会長：

では最後にあまり時間もありませんけども、全体を通して何かご意見がありますでしょうか。

委員：

緩和策の施策の1～13の達成度合いをみるための施策ごとの指標は設定するのでしょうか

事務局：

事業については、施策に基づき個別で実施する事になると思うのですが、その事業の進捗管理については、既にある事務事業評価に基づき、評価していきます。

委員：

エコカー普及率は市内何%だとか、または電力の地産地消、再エネの発電量何%などそのようなものも事業事業評価の範囲に入っているのか。

事務局：

エコカーの台数については、国が掲げている目標を参考にした一応持ってはいるのですが、かなり先の目標にはなっています。特に今回の計画に定めるといようなものではなく、事業ごとにそのようなものは持って事業を進めていくということになると思います。

委員：

アクションプランについては、指標はあるのでしょうか。

事務局：

どれが重点施策であるかということは先ほど事務局から説明があったと思いますが、重点施策に関してはアクションプランとしてPDCAを回していく必要があるので、国が定めている様式に基づき指標を定めていく必要性もあると思います。

部会長：

他はいかがでしょうか。宜しいでしょうか。それではこれで部会での協議を終えたいと思います。適応策、指標など全体構成につきましてもご意見頂きまして、色々な修正が必要な部分なども出たかと思いますが、事務局におかれましては対応をお願いします。また、今回は最後の部会ですので、今日の意見の対応については事務局の方に一任するということをお願いしたいと思います。

事務局：

本日は、長時間にわたりご審議いただきありがとうございました。

今後の予定でございますが、すでにご案内しておりますとおり、今回の審議の内容をまとめた尼崎市地球温暖化対策推進局の素案といたしまして、11月12日月曜日午前中に開催予定の総会で審議して頂きたいと考えております。資料及び正式案内文につきましては、開催日の1週間前頃に郵送させていただきます。

なお、第6回の部会開催につきましては、第2回の総会及び12月中旬から市民の皆様へパブリックコメントを実施しますので、その結果を踏まえて、開催の可否について決定したいと考えております。開催が決定した場合、つまりパブリックコメントで意見を頂きまして、素案を相当変更する必要が判断した場合に改めて事務局からご連絡させていただきますので、よろしくお願いいたします。

部会長：

それでは、本日の審議会を終わりたいと思います。

以 上